



草津市公報

発行日 令和 6 年 7 月 1 日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第 12 号
発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 告 示

草津市保育士等処遇改善費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）	1
草津市健康政策アドバイザー設置要綱（企画調整課）	10
介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による事業廃止の届出について（介護保険課）	10
住民票の職権消除について（市民課）	11
公示送達について（税務課）	11
公示送達について（税務課）	14

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	14
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	15
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	15
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	15
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	16
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	16
草津農業振興地域整備計画変更の縦覧について（農林水産課）	16
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	17
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	17

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	17
---------------------------	----

◎ 選挙管理委員会告示

50分の1、6分の1および3分の1の数について	18
選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について	18
選挙人名簿の登録を行う日について	19
草津市長選挙における選挙運動に関する収入および支出の報告書の要旨の公表について	19

◎ 監査委員告示

定期監査等の結果に関する報告の公表について	20
-----------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の代表者の異動について（上下水道総務課）	21
---------------------------------	----

告 示

草津市告示第 1 8 0 号

草津市保育士等処遇改善費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 5 日

草津市長 橋 川 涉

草津市保育士等処遇改善費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市保育士等処遇改善費補助金交付要綱（平成 2 9 年草津市告示第 1 8 5 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 8 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号（第 5 条第 1 号関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 1 号－2（第 5 条第 1 号関係） （別添 2－1 のとおり） 別記様式第 1 号－3～1 号－4 《現行どおり》 別記様式第 2 号（第 5 条第 2 号関係） （別添 3－1 のとおり） 別記様式第 3 号 《現行どおり》 別記様式第 4 号（第 7 条関係） （別添 4－1 のとおり） 別記様式第 5 号 《現行どおり》	第 1 条～第 8 条 《省略》 別記様式第 1 号（第 5 条第 1 号関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 1 号－2（第 5 条第 1 号関係） （別添 2－2 のとおり） 別記様式第 1 号－3～1 号－4 《省略》 別記様式第 2 号（第 5 条第 2 号関係） （別添 3－2 のとおり） 別記様式第 3 号 《省略》 別記様式第 4 号（第 7 条関係） （別添 4－2 のとおり） 別記様式第 5 号 《省略》

付 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 5 日から施行し、令和 6 年度の事業から適用する。

別添 1-1

別記
様式第1号（第5条第1号関係）

【保育所】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調書

施設名			
利用定員		開設月数	
加算率 (%)	2.5		

(1) 利用子ども数（広域利用子ども数を含む）

※申請年度の中間期である10月初日時点の児童数を基準とする。

認定区分	年齢以上児	保育必要区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
利用子ども数合計			

(2) 処遇改善等加算単価

※申請年度の10月時点の単価を適用

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

(3) 処遇改善等加算単価 (各種加算項目付随部分)

※申請年度の10月時点の加算項目における単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

	処遇改善等 加算単価		単価	利用子ども数
3歳児配置改善加算		=		÷
休日保育加算				
夜間保育加算				
チーム保育推進加算		=	単価	× 加配人数
主任保育士専任加算		=		÷
療育支援加算		=		÷
事務職員雇上費加算		=		÷
栄養管理加算		=		÷

(4) 調整部分

※申請年度の10月時点の単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

施設長を配置していない場合	
土曜日に閉所する場合	
定員を恒常的に超過する場合	

(5) 草津市保育士等处遇改善補助金所要額

(3) 早稲市保育士等処遇改善補助金所要額							
認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A利用 子ども数	B処遇改善等加 算単価合計額	C賃金改善要件に かかる加算率 (%) × 100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					

合計		円
所要額		円 (千円未満切り捨て)

別添 1-2

別記
様式第 1 号（第 5 条第 1 号関係）

【保育所】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調書

施設名			
利用定員		開設月数	
加算率（％）	2.5		

(1) 利用子ども数（広域利用子ども数を含む）
※申請年度の中間期である 1 0 月初日時点の児童数を基準とする。

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	1 0 月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
利用子ども数合計			

(2) 処遇改善等加算単価
※申請年度の 1 0 月時点の単価を適用

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

(3) 処遇改善等加算単価（各種加算項目付随部分）
※申請年度の 1 0 月時点の加算項目における単価を適用
※前年度 3 月時点の加算認定項目を適用

	処遇改善等 加算単価		
3歳児配置改善加算		単価	利用子ども数
休日保育加算		=	
夜間保育加算			
チーム保育推進加算			
主任保育士専任加算		=	
療育支援加算		=	
事務職員雇上費加算		=	
栄養管理加算		=	

(4) 調整部分
※申請年度の 1 0 月時点の単価を適用
※前年度 3 月時点の加算認定項目を適用

施設長を配置していない場合	
土曜日に閉所する場合	
定員を恒常的に超過する場合	

(5) 草津市保育士等処遇改善費補助金所要額

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A利用 子ども数	B処遇改善等加 算単価合計額	C賃金改善要件分に かかる加算率 (%) × 100	D開設月数	A × B × C × D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					

合計 円
所要額 円（千円未満切り捨て）

別添2-1

別記
様式第1号-2（第5条第1号関係）

【保育所（分園設置）】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調書

施設名			
利用定員		本園利用定員	
		分園利用定員	
加算率（％）	2.5	開設月数	

(1) 利用子ども数（広域利用子ども数を含む）
※申請年度の中間期である10月初日時点の児童数を基準とする。

①本園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
利用子ども数合計			

②分園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
利用子ども数合計			
本園+分園 利用子ども数合計			

(4) 調整部分
※申請年度の10月時点の単価を適用
※前年度3月時点の加算認定項目を適用

施設長を配置していない場合（本園）	
施設長を配置していない場合（分園）	
土曜日に閉所する場合	
定員を恒常的に超過する場合	

(5) 草津市保育士等処遇改善補助金所要額
①本園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A利用 子ども数	B処遇改善等加 算単価合計額	C賃金改善要件にか かる加算率 (%)×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							円

②分園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A利用 子ども数	B処遇改善等加 算単価合計額	C賃金改善要件に かかる加算率 (%) ×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							円

③本園+分園
所要額 円（千円未満切り捨て）

(2) 処遇改善等加算単価
※申請年度の10月時点の単価を適用

①本園

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

②分園

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

(3) 処遇改善等加算単価（各種加算項目付随部分）
※申請年度の10月時点の加算項目における単価を適用
※前年度3月時点の加算認定項目を適用

	処遇改善等加算単価		単価	利用子ども数
3歳児配置改善加算		=		
休日保育加算			単価	加配人数
夜間保育加算		=		
チーム保育推進加算		=		
主任保育士専任加算		=		
療育支援加算		=		
事務職員雇上費加算		=		
栄養管理加算		=		

別添 2-2

別記
様式第 1 号-2 (第 5 条第 1 号関係)

【保育所(分園設置)】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調書

施設名			
利用定員		本園利用定員	
		分園利用定員	
加算率 (%)	2.5	開設月数	

(1) 利用子ども数(広域利用子ども数を含む)
※申請年度の中間期である 10 月初日時点の児童数を基準とする。

①本園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
利用子ども数合計			

②分園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
利用子ども数合計			
本園+分園 利用子ども数合計			

(4) 調整部分
※申請年度の 10 月時点の単価を適用
※前年度 3 月時点の加算認定項目を適用

施設長を配置していない場合(本園)	
施設長を配置していない場合(分園)	
土曜日に閉所する場合	
定員を恒常的に超過する場合	

(5) 草津市保育士等処遇改善補助金所要額

①本園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A利用 子ども数	B処遇改善等加 算単価合計額	C賃金改善要件分に かかる加算率 (%)×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							円

②分園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A利用 子ども数	B処遇改善等加 算単価合計額	C賃金改善要件分に かかる加算率 (%) ×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							

③本園+分園

所要額 円(千円未満切り捨て)

別添 3-1

様式第 2 号（第 5 条第 2 号関係）

草津市保育士等処遇改善計画書

施設名	
-----	--

(1) 賃金改善見込

①	賃金改善実施期間	年 月 ～ 年 月
②	交付見込額（所要額）	円
③	市内の同一事業者内における拠出見込額・受入見込額	円
④	調整後所要額（②+③）	円
⑤	賃金改善見込総額（法定福利費等の事業主負担増加額を含む）（千円未満切り捨て）	円
	（再掲）法定福利費等の事業主負担増加額	円
⑥	賃金改善の方法 改善する給与の項目（該当する項目に✓印を付すこと。 また、給与明細上の項目名を記載すること。）	☐ 賞与（一時金）（項目名： ） ☐ その他（ ）
	賃金改善の具体的な方法	

※⑤≧④であること。

(2) 保育士および保育教諭に係る賃金改善について

ア 常勤職員

①	支給見込賃金総額 （(1)の①の期間における総額）	円
②	賃金改善に要す費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く）（(1)の①の期間における見込総額）	円

イ 非常勤職員

①	支給見込賃金総額 （(1)の①の期間における総額）	円
②	賃金改善に要す費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く）（(1)の①の期間における見込総額）	円

(3) 保育士および保育教諭以外の職員に係る賃金改善について

①	支給見込賃金総額 （(1)の①の期間における総額）	円
②	賃金改善に要す費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く）（(1)の①の期間における見込総額）	円

上記については、全ての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年 月 日

施設名
代表者名

別添 3-2

様式第 2 号（第 5 条第 2 号関係）

草津市保育士等処遇改善計画書

施設名	
-----	--

(1) 賃金改善見込

①	賃金改善実施期間	年 月 ～ 年 月
②	交付見込額（所要額）	円
③	市内の同一事業者内における拠出見込額・受入見込額	円
④	調整後交付見込額（②+③）	円
⑤	賃金改善見込総額（法定福利費等の事業主負担増加額を含む）（千円未満切り捨て）	円
	（再掲）法定福利費等の事業主負担増加額	円
⑥	賃金改善の方法 改善する給与の項目（該当する項目に✓印を付すこと。 また、給与明細上の項目名を記載すること。）	☐ 賞与（一時金）（項目名： ） ☐ その他（ ）
	賃金改善の具体的な方法	

※⑤≧④であること。

(2) 保育士および保育教諭に係る賃金改善について

ア 常勤職員

①	支給見込賃金総額 （(1)の①の期間における総額）	円
②	賃金改善に要す費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く）（(1)の①の期間における見込総額）	円

イ 非常勤職員

①	支給見込賃金総額 （(1)の①の期間における総額）	円
②	賃金改善に要す費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く）（(1)の①の期間における見込総額）	円

(3) 保育士および保育教諭以外の職員に係る賃金改善について

①	支給見込賃金総額 （(1)の①の期間における総額）	円
②	賃金改善に要す費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く）（(1)の①の期間における見込総額）	円

上記については、全ての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年 月 日

施設名
代表者名

別添 4－1

様式第 4 号（第 7 条関係）

草津市保育士等処遇改善実績報告書

施設名	
-----	--

(1) 処遇改善実績	
① 賃金改善実施期間	年 月 ～ 年 月
② 交付実績額	円
③ 市内の同一事業者内における拠出実績額・受入額	円
④ 調整後交付実績額（②+③）	円
⑤ 賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を含む）（千円未満切り捨て）	円
（再掲）法定福利費等の事業主負担増加額	円
⑥ 賃金改善に使用しなかった交付額（返還額）（④-⑤）	円
⑦ 賃金改善の方法	☐ 賞与（一時金）（項目名： ） ☐ その他（ ）
改善した給与の項目（該当する項目に✓印を付すこと。また、給与明細上の項目名を記載すること。）	
賃金改善の具体的な方法	

(2) 保育士および保育教諭に係る処遇改善実績	
ア 常勤職員	
① 支給した賃金総額 （(1)の①の期間における総額）	円
② 賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く）（(1)の①の期間における総額）	円

イ 非常勤職員	
① 支給した賃金総額 （(1)の①の期間における総額）	円
② 賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く）（(1)の①の期間における総額）	円

(3) 保育士および保育教諭以外の職員に係る処遇改善実績	
① 支給した賃金総額 （(1)の①の期間における総額）	円
② 賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く）（(1)の①の期間における総額）	円

上記について相違ないことを証明いたします。

年 月 日

施設名
代表者名

別添 4-2

様式第 4 号（第 7 条関係）

草津市保育士等処遇改善実績報告書

施設名	
-----	--

(1) 処遇改善実績

①	賃金改善実施期間	年 月 ～ 年 月
②	交付総額	円
③	市内の同一事業者内における拠出実績額・受入額	円
④	調整後交付実績額（②+③）	円
⑤	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を含む）（千円未満切り捨て）	円
	（再掲）法定福利費等の事業主負担増加額	円
⑥	賃金改善に使用しなかった交付額（返還額）（④-⑤）	円
⑦	賃金改善の方法 改善した給与の項目（該当する項目に✓印を付すこと。また、給与明細上の項目名を記載すること。）	☐ 賞与（一時金）（項目名： ） ☐ その他（ ）
	賃金改善の具体的な方法	

(2) 保育士および保育教諭に係る処遇改善実績

ア 常勤職員

①	支給した賃金総額 （(1)の①の期間における総額）	円
②	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く）（(1)の①の期間における総額）	円

イ 非常勤職員

①	支給した賃金総額 （(1)の①の期間における総額）	円
②	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く）（(1)の①の期間における総額）	円

(3) 保育士および保育教諭以外の職員に係る処遇改善実績

①	支給した賃金総額 （(1)の①の期間における総額）	円
②	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く）（(1)の①の期間における総額）	円

上記について相違ないことを証明いたします。

年 月 日

施設名
代表者名

（令和 6 年 6 月 5 日揭示済み）

草津市告示第 1 8 1 号

草津市健幸政策アドバイザー設置要綱を次のとおり
制定する。

令和 6 年 6 月 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市健幸政策アドバイザー設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、総合計画におけるウェルビー
イング（身体的・精神的・社会的に良好な状態を表す
概念をいう。以下同じ）の活用を推進することを
目的に、健幸政策アドバイザー（以下「アドバイ
ザー」という。）を設置し、その取扱いに関し必要
な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第 2 条 アドバイザーは、地方公務員法（昭和 2 5 年
法律第 2 6 1 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非
常勤の特別職とする。

(委嘱)

第 3 条 アドバイザーは、ウェルビーイングについて
の広い識見を持ち、地方自治体におけるウェルビー
イング政策に精通した者のうちから市長が委嘱す
る。

(職務)

第 4 条 アドバイザーは、総合計画におけるウェル
ビーイングの活用を推進およびそれに関連する業務
に関する職務を行う。

(服務)

第 5 条 アドバイザーは、次に掲げる事項を遵守しな
ければならない。

- (1) 与えられた職務を民主的かつ能率的に処理する
こと。
- (2) 市の不名誉となる行為を行わないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (4) 誠実かつ公正に勤務すること。
- (5) 草津市職員倫理規程（平成 1 3 年草津市訓令第
3 号）の規定に準じて倫理を保持すること。

(報酬および費用弁償)

第 6 条 アドバイザーには、報酬を支給するものと
し、報酬の額は、草津市特別職の職員で非常勤のも
のの報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年
草津市条例第 2 0 号。以下この条において「報酬条
例」という。）別表の規定により、予算の範囲内で
市長が定める。

2 アドバイザーが公務のために旅行するときは、報

酬条例第 2 条の規定により、行政委員会の長等に準
ずる者の費用弁償として旅費を支給する。

(解任)

第 7 条 アドバイザーが次の各号のいずれかに該当す
るときは、任命権者はこれを解任することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、
またはこれに耐えない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職に必要な
適格性を欠く場合
- (4) 職の改廃または予算の減少により廃職等を生じ
た場合
- (5) 刑事事件に関し起訴された場合
- (6) 第 5 条に定める服務に違反したと認められる場合
(災害補償)

第 8 条 アドバイザーの公務上の災害については、議
会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関
する条例（昭和 4 2 年草津市条例第 3 2 号）の規定
により補償するものとする。

(細則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項
は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 6 日から施行する。

(令和 6 年 6 月 6 日掲示済み)

草津市告示第 1 8 2 号

介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）
第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項第 6 号の規定による事業
の廃止届出があったので、草津市介護予防・日常生活
支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事
業者の指定等に関する要綱（平成 2 9 年草津市告示第
5 4 号）第 8 条の規定に基づき告示する。

令和 6 年 6 月 1 0 日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
アルクスタジオ草津	滋賀県草津市上笠二丁目18番16号2号2階	株式会社メディカルグリーン滋賀県大津市萱野浦24-11	代表取締役 殿待 クミ子 滋賀県草津市矢橋町2070-1	活動型通所サービス	令和6年6月30日	2590600280

(令和 6 年 6 月 1 0 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 183 号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条ならびに住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条および第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を消除したが、次の者に通知することが困難であるため、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 6 年 6 月 11 日

草津市長 橋 川 渉

住 所	氏 名
滋賀県草津市木川町 9 5 2 番地 5	田中 利奈

(令和 6 年 6 月 1 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 184 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 6 月 13 日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和 6 年度 軽自動車税（種別割）納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 6 年 6 月 20 日に送達があったものとみなす。

令和 6 年度 軽自動車税 (種別割) 納税通知書

連番	氏名	住所	調定年度	年度分
1	アトリエCoo h 株式会社	大阪府大阪市東住吉区西今川一丁目11番22号	R6	R6
2	MALEFANE MOTSEKUWA FRANCINAH SHIRLEY	南アフリカ共和国	R6	R6
3	三船 智博	滋賀県草津市野路東五丁目14番33号学生会館エリートナカノⅢ616号	R6	R6
4	植野 健太	滋賀県草津市野路東六丁目5番15号GROOVE南草津Ⅱ510号	R6	R6
5	大島 晋波	滋賀県草津市野路東五丁目25-20	R6	R6
6	松本 健汰	滋賀県草津市野路東五丁目26番31号レイクシャトー-KYOWA1603号	R6	R6
7	川元 莉々輝	滋賀県草津市野路東二丁目2番12号ドームトリイ南草津301号	R6	R6
8	植田 素章	滋賀県草津市笠山一丁目9番40号池田興業寮	R6	R6
9	藤枝 由夏	滋賀県草津市笠山一丁目9番34号イニディ・イハラ420号	R6	R6
10	福江 仙太郎	滋賀県草津市笠山一丁目4番地10リパティヒルズⅡ 302	R6	R6
11	星野 央翔	滋賀県草津市笠山二丁目3-69クローバハイツⅢ803号	R6	R6
12	梁井 大希	滋賀県草津市笠山五丁目3番27号クレスト草津1040	R6	R6
13	岩城 亜希	滋賀県草津市笠山三丁目12-37	R6	R6
14	吉田 剛	滋賀県草津市笠山一丁目9番地34	R6	R6
15	高本 太和	滋賀県草津市笠山二丁目3-76	R6	R6
16	上杉 勇斗	滋賀県草津市笠山四丁目2番45号ライズワールド IHARA 1221	R6	R6
17	小泉 優	滋賀県草津市笠山一丁目9-34イタニディ・イハラ1109	R6	R6
18	井上 健	滋賀県草津市青地町663番地1-201ベルエポック	R6	R6
19	佐々利 淳	滋賀県草津市楠岡町27番地1-201ベルエポック	R6	R6
20	茂本 和繁	滋賀県草津市岡本町470番地201Antevorte	R6	R6
21	清遠 佑太郎	滋賀県草津市東草津二丁目6番30-103号ニューリバーハイツイヒロセ	R6	R6
22	中村 輝明	滋賀県草津市木川町918番地寺前団地 53号	R6	R6
23	長瀬 幹広	滋賀県草津市野村三丁目7番4号正田マンションⅡ 2-1号	R6	R6
24	堀内 省三	滋賀県草津市西沢川一丁目11番7号ハイツヒカリ 103号	R6	R6
25	中原 英昭	滋賀県草津市大路一丁目2番24-101号ハイツ北中	R6	R6
26	長谷川 進	滋賀県草津市追分二丁目8番7-103号レオパレスEfiniⅡ	R6	R6
27	堀田 恭太郎	滋賀県草津市笠山四丁目11番11-1401号ピュア・ドミトリー シミズ	R6	R6
28	本田 雄樹	滋賀県草津市野路東三丁目8番5-304号レオパレス Raccoon D-5	R6	R6
29	松井 雄紀	大阪府大阪市此花区西九条三丁目2番13号英照マンション 101号室	R6	R6
30	前田 浩	滋賀県草津市西草津一丁目8番50号	R6	R6
31	井之口 武	滋賀県草津市西草津一丁目8番49号	R6	R6
32	山根 暁	滋賀県草津市草津二丁目2番15-1202号コスモ草津式番館	R6	R6
33	藤野 宏行	滋賀県草津市新堂町202番地	R6	R6
34	島本 貴生	滋賀県草津市野路一丁目17番30-404号フアインレジデンス南草津	R6	R6
35	藤部 隆一	滋賀県長浜市口分田町242番地ルミエール芝番館 301号室	R6	R6
36	篠原 勝己	滋賀県東近江市幸町1番48号幸荘 1号室	R6	R6
37	鎌田 真伍	神奈川県川崎市幸区東小倉19番15号アティコグラデ 206	R6	R6
38	小澤 諒	愛知県日進市竹の山2-1201ダイヤコート 101	R6	R6
39	大河内 亮	東京都新宿区西新宿8丁目1番11-503号	R6	R6
40	浅井 航介	愛知県日進市浅田町上ノ山44番地1エトワール205	R6	R6
41	松本 渉	熊本県熊本市西区新土河原2丁目4番50号レオパレス新港通り103号室	R6	R6
42	北原 友哉	長野県伊那市西春近9099番地	R6	R6
43	金武 大桃	愛知県岡崎市野畑町字北郷中41番地6	R6	R6
44	中嶋 拓也	北海道千歳市弥生1丁目6番13号佐々木ハイツ2号	R6	R6
45	福原 舜起	京都府京都市右京区太秦關日町12番地1i. House01 307号室	R6	R6
46	松田 隆行	滋賀県栗東市川辺101番地 (505号) Carrefour I	R6	R6
47	福岡 大輔	福岡県福岡市左内町9番30号レジデンスFURUSAKI 2 203	R6	R6
48	簡葉 浩一	滋賀県彦根市戸賀町83番地3 (202号)	R6	R6
49	新羽坪 泰充	滋賀県長浜市列見町199番地ライフステージ花水木 203号	R6	R6
50	平川 阿子	福岡県福岡市早良区大字石釜700-1	R6	R6
51	金木 メナチヨ	愛知県小牧市大字間々原新田597番地カーサコロナ309号	R6	R6
52	三垣 広幸	京都府京都市山科区音羽前田町31番地2シテイハイツ音羽101号室	R6	R6
53	江渡 孝	千葉県千葉市花見川区南花園2丁目9番18号ストーク花園201号	R6	R6
54	林 宜希	滋賀県草津市草津町1540番地1グレンジイオ草津 301号	R6	R6

55	前川 昌哉	奈良県生駒市小町町57番地1		R6	R6
56	竹島 佳孝	滋賀県大津市太誓一丁目17番31-103号		R6	R6
57	角出 誠	京都府京都市東山区三条通神宮道東入七丁目東小物座町331番地9		R6	R6
58	鈴木 信司	滋賀県大津市石山寺5丁目1番1号		R6	R6
59	高橋 明日架	大阪府泉大津市東助松町1丁目2番15-301号		R6	R6
60	金戸 克彦	滋賀県守山市播磨田町253番地1ホックウハイム203号		R6	R6
61	二本 郁香	東京都墨田区本所四丁目30番7-303号セゾン本所		R6	R6
62	園内 美紗都	滋賀県栗東市中沢二丁目11番10-206号メゾン中沢		R6	R6

(令和 6 年 6 月 1 3 日 掲 示 済 み)